

小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本計画

小平市

令和4年3月

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2 小学校を地域の核とした地域コミュニティ等について・・・・・・・・・・・・ 2
3 上位・関連計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 計画敷地の条件

1 現況把握・・ 4

第3章 複合化する施設の現状

1 小平市立小平第十一小学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2 十一小学童クラブ第一／十一小学童クラブ第二・・・・・・・・・・・・・・ 8
3 花小金井北公民館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
4 花小金井北地域センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 基本的な視点

1 複合化する施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
2 整備コンセプト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
3 整備方針・・ 12
4 複合化による相互利用のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第5章 整備の考え方

1 学校規模の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
2 土地利用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
3 施設全体の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
4 配置計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
5 学校の施設構成の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
6 諸室計画・・ 20
7 諸室の整理・検討案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第6章 施設計画の検討

1 施設構成について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第7章 学校づくりの実現に向けて

1 事業手法（整備・運営）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
2 事業費及びコスト削減の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
3 跡地の用途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
4 今後のスケジュールの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

参考資料・・ 33

- ・市民意向の把握
- ・小平第八小学校、小平第十一小学校及び平櫛田中彫刻美術館記念館に関する更新等について
- ・「(仮称) 小平第十一小学校の更新等に関する基本計画」策定方針
- ・公共施設マネジメントニュース
- ・基本計画策定に関するイベント開催のちらし
- ・小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本計画 骨子案

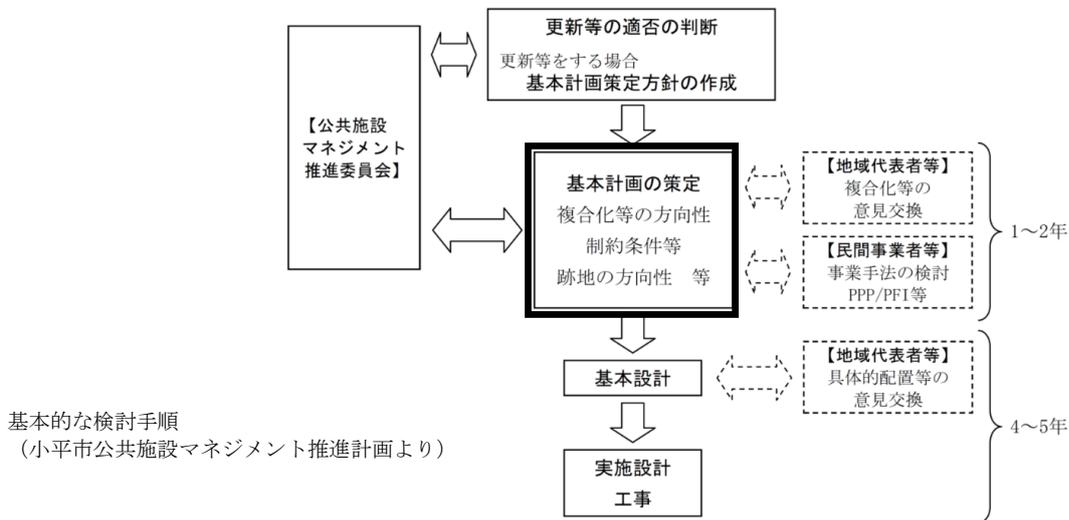
【年号の表記について】
本基本計画では、年号を和暦
で記載していますが、表中では
次のように記載しています。
平成：H 令和：R

第1章 計画策定にあたって

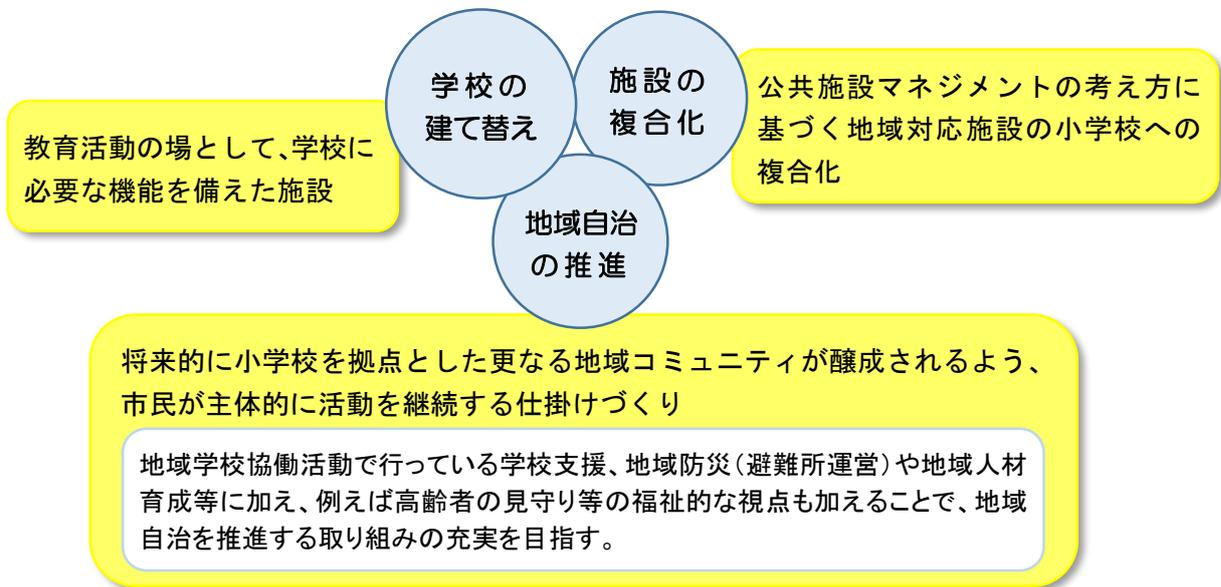
1 計画策定の経緯

将来の人口減少、公共施設の老朽化等、公共施設を取り巻く環境が変化中、市ではこれからの公共施設のあり方等について取り組む公共施設マネジメントを推進しています。

小平第十一小学校は、昭和42年に建築された校舎等の老朽化が進み、目標耐用年数が到来することから、平成30年度に更新等の適否の判断を行いました。更新等の適否の判断では、「市制施行100周年(2062年度)に向けた学校の統合・配置の考え方」及び「学校の「更新等の適否の判断」の一般原則」を整理し、「小平第八小学校、小平第十一小学校及び平櫛田中彫刻美術館記念館に関する更新等について」において、児童数の推計や劣化診断の状況を踏まえ、小平第十一小学校について建て替えるとしました。また、小平市公共施設マネジメント推進計画（以下、「推進計画」という。）では、「地域対応施設は、拠点化を図り、小学校を中心とした複合化を進める」としていることから、小平第十一小学校の更新においては、老朽化の進む花小金井北公民館をはじめ、近隣施設の複合化や機能移転の可能性を検討するとしました。



小平第十一小学校の更新は、地域対応施設を小学校へ複合化する初めての事例であることから、令和元年に公表した「小平第十一小学校の更新等の検討体制及び手順について」の中で、以下の要素を意識して進めるとしました。



小学校の更新等に際しては、学校の建て替えによる教育活動の充実にとどまらず、地域コミュニティの醸成にも繋げていけるような複合施設の建設を想定して、基本計画を策定します。

また、本基本計画の策定にあたっては、「3 上位・関連計画の位置付け」で示す計画との整合を図り、学校や地域から寄せられた意見を踏まえた計画策定を行います。

2 小学校を地域の核とした地域コミュニティ等について

本基本計画でいう小学校を地域の核とした地域コミュニティは、小平第十一小学校等複合施設を中心とした通学区域を含めた徒歩圏域であり、自助・共助・公助による地域運営が可能で、住民が帰属意識を持っていることに特徴があり、その圏域に暮らす人たちが生活機能を共有し、生活の基盤を共有している範囲を想定します。（東京都生涯学習審議会「地域と学校の協働」を推進する方策について-建議-を参照）

また、学校の関係者とは、児童、教職員、保護者・PTA、学校経営協議会、青少年対策地区委員会、地域教育コーディネーター、地域住民等のボランティア、放課後子ども教室、卒業生、連携中学校、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、学童農園、学童クラブ、保育園・幼稚園、児童館、各種公共施設、警察、消防署、NPO、保護司会、子ども会、学校医、特別支援学校など、幅広く関係する人や組織を想定します。

地域コミュニティの拠点として、子どもから高齢者まで多様な地域住民等が集まり、気軽に交流できる居場所としての役割や、コミュニケーションが活性化されるプラットフォームとしての機能を発揮することにより、地域の人々が相互に助け合い、学び合う公共空間が生まれます。また、学校が地域交流等の拠点となることで、地域住民の力を学校支援活動にいかしやすくなり、子どもたちの学力や社会性の向上及び心豊かで健やかな成長が期待できます。

小学校が持つ地域拠点性に着目し、地域住民の徒歩圏内に様々な人々と出会い、交流し、社会参加できる場を設置することで、地域住民の交流や課題解決を図ることができる拠点としても位置付け、地域コミュニティづくりの拠点としての学校の機能を高めていくことができるようになります。

3 上位・関連計画の位置付け

(1) 小平市のまちづくりの方針

小平市のまちづくりの最上位計画である小平市第四次長期総合計画（令和2年度策定）は、小平市自治基本条例に基づき、小平市が目指す12年後のまちの姿（将来像）を定めた計画です。めざす将来像である「つながり、共に創るまち こだいら」を実現するため、基本目標を横断するプロジェクトとして掲げた「新たな地域拠点とコミュニティの創出」の取組として、本基本計画を定めます。

基本目標を横断する プロジェクト 2

新たな地域拠点とコミュニティの創出

自治会の育成、多世代交流、地域で活躍する担い手の支援、団体・個人のネットワーク化、多様なコミュニティの主体が集まることのできる場づくりの推進

(2) 小平市の教育に関する計画

改訂版小平市教育振興基本計画（平成29年度改訂）では、「はぐくみ・支え合い 学びでつながる 小平の人・まち・未来」という基本理念のもと、めざす人間像として「社会的に自立し、地域・社会に貢献しながら、他者と共生する人」を掲げています。本基本計画においても、この理念等を踏まえて、施設づくりを進めていきます。

(3) 小平市の公共施設に関する計画

小平市公共施設マネジメント推進計画は、将来的な3つの大きな課題（①人口減少・少子高齢化、②財政バランスの悪化、③施設の老朽化・更新時期の集中）に対応し、「いつまでもわくわくする場をみんなで創ろう」という基本理念のもと、4つの方針を定め、基本方針に沿った取組の推進に向けた方策を示しています。

小平市公共施設マネジメント推進計画（令和3年度改定）

「いつまでもわくわくする場をみんなで創ろう」という基本理念のもと、①魅力あるサービスの実現、②持続可能な施設総量、③コストの縮減と平準化、④長く活用できる施設、という4つの方針に基づき、公共施設を更新します。

本推進計画に示す配置の考え方に基づき、地域対応施設は、拠点化を図り、小学校を中心とした複合化を進めます。公民館や地域センターなどの地域学習、コミュニティ機能を、学校建て替えの際に複合化することにより、“小学校を地域の核”とした地域コミュニティの醸成を図っていきます。

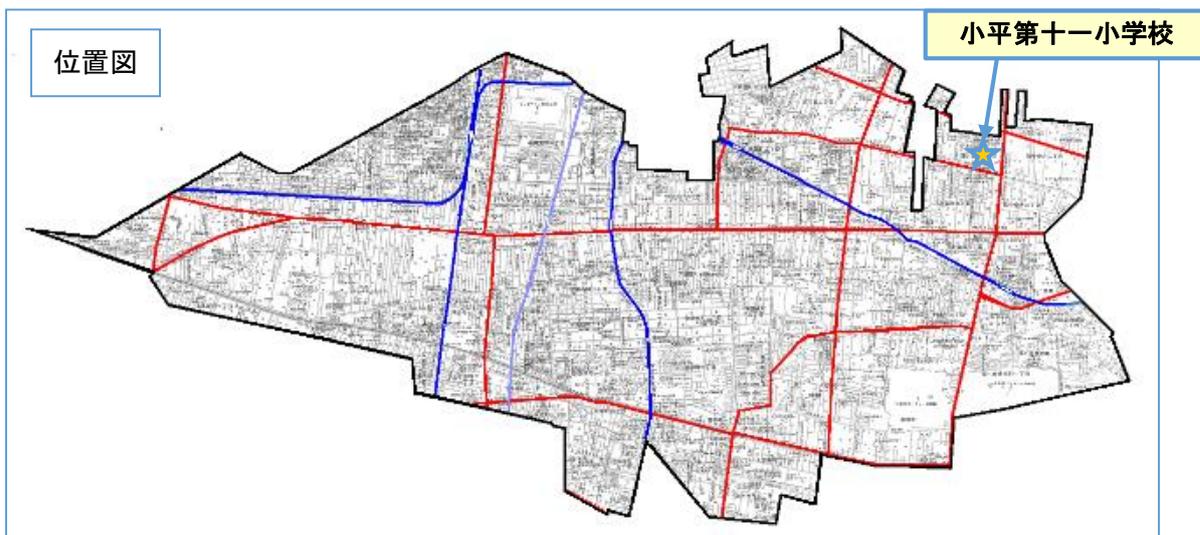
第2章 計画敷地の条件

1 現況把握

(1) 計画敷地周辺の状況

小平第十一小学校等複合施設の建設は、現在の小平第十一小学校の敷地内を予定しています。

北側は東久留米市との境界で、大型の店舗に接しており、さらに北側には新青梅街道が通っています。東側は通りを挟み都営花小金井四丁目アパートが建っており、さらに民家等を挟んだ東側には小金井街道が通っています。南東側は道路を挟んで畑があり、南西側にある体育館の南側は民家と接しています。さらに民家等を挟んだ南側には東京街道が通っています。西側は農地と接しています。さらに民家等を挟んだ西側には新小金井街道が通っています。小平第十一小学校は、交通量の多い幹線道路に囲まれながらも、緑が多い環境の中に位置しています。



(2) 計画敷地の条件

① 敷地の現況

- 住居表示 小平市花小金井四丁目16番1号
- 土地面積 14,514.36㎡
- 土地所有 小平市
- 都市設備 排水：公共下水道供用区域
電力：東京電力
ガス：東京ガス

② 用途地域等

- 用途地域（建ぺい率・容積率）
第一種低層住居専用地域（40%・80%）
- 高度地区（絶対高さ・種別）
10m・第I種
- 防火地域
指定なし
- 日影規制（5m・10m・測定高）
3時間以上・2時間以上・1.5m



③ 現況配置図

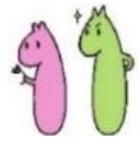


北側校門



北校舎（北側）

十一小キャラクター



ゆるっと きりっと



中庭



正門（東門）と昇降口



体育館渡り廊下



プール



体育館



南校舎と校庭



十一小学童クラブ第一



南側校門



学校東側の風景

④法的条件等

法令・施行令・施行規則・条例等

- ・ 地方自治法、同施行令及び同施行規則
- ・ 建築基準法、同施行令及び同施行規則
- ・ 都市計画法、同施行令及び同施行規則
- ・ 消防法、同施行令及び同施行規則
- ・ 下水道法、同施行令及び同施行規則
- ・ 水道法、同施行令及び同施行規則
- ・ 水質汚濁防止法、同施行令及び同施行規則
- ・ 産廃物の処理及び清掃に関する法律、同施行令及び同施行規則
- ・ 大気汚染防止法、同施行令及び同施行規則
- ・ 騒音規制法、同施行令及び同施行規則
- ・ 振動規制法、同施行令及び同施行規則
- ・ 各種の建築関係資格法、建設業法、労働関係法及び関連施行令、施行規則
- ・ 学校教育法、同施行令及び同施行規則
- ・ 学校保健安全法、同施行令及び同施行規則
- ・ 学校給食法、同施行令及び同施行規則
- ・ 児童福祉法、同施行令及び同施行規則
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、同施行令及び同施行規則
- ・ 土地区画整理法、同施行令及び同施行規則
- ・ 産業標準化法及び施行規則
- ・ 健康増進法、同施行令及び同施行規則
- ・ 食品衛生法、同施行令及び同施行規則
- ・ 景観法、同施行令及び同施行規則
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・ その他の関連法規・条例

など

適用基準等

共通（建築・電気設備・機械設備）

- ・ 公共建築物整備の基本指針（財務局）
- ・ 東京都建設リサイクルガイドライン
- ・ 施工条件明示の手引き（財務局）

建築

- ・ 東京都建築工事標準仕様書
- ・ 構造設計指針・同解説（財務局）

電気設備

- ・ 東京都電気設備工事標準仕様書
- ・ デジタルテレビ放送受信障害対策処理要領（財務局）
- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引き

機械設備

- ・ 東京都機械設備工事標準仕様書

- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引き

その他

- ・ 公立学校施設関係法令
- ・ 小学校設置基準及び小学校施設整備指針（文部科学省）
- ・ プールの安全標準指針（文部科学省・国土交通省）
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 排水再利用・雨水利用システム設計基準（国土交通省）
- ・ 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省）
- ・ 防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（国土交通省）
- ・ 都立施設に水資源の有効利用を図る設備等に関する指針
- ・ 東京都土壌汚染対策指針（環境局）
- ・ 東京都景観条例
- ・ 東京都ユニバーサルデザイン導入ガイドライン
- ・ 小平市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
- ・ 小平市福祉のまちづくり条例
- ・ 小平市第三次環境基本計画
- ・ 小平市第三次みどりの基本計画
- ・ 小平市都市計画マスタープラン
- ・ 小平市開発事業における手続き及び基準等に関する条例
- ・ 小平市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- ・ 小平市風致地区条例
- ・ 小平市下水道条例
- ・ 小平市が管理する道路の構造の技術的基準に関する条例
- ・ 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針

太陽光発電設備設計資料

- ・ 「太陽光設置条件書」（小平市）
- ・ 「電気設備の技術基準とその解釈」（社）日本電気協会）
- ・ 「電力品質確保に係わる系統連系技術基準要件ガイドライン」（経済産業省、資源エネルギー庁）
- ・ 「分散型電源系統連系技術指針」（社）日本電気協会）
- ・ 「系統連係規定」（社）日本電気協会）
- ・ 「自家用電気工作物保安管理規程」（社）日本電気協会）

構造関係設計資料

- ・ 「構造設計指針・解説」（東京都財務局監修）
- ・ 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針・同解説」（国土交通省）
- ・ 「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」（国土交通省）
- ・ 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」（国土交通省）
- ・ 「鉄筋コンクリート構造計算基準」「建築工事標準仕様書」ほか諸基準（日本建築学会、建設大臣官房、東京都財務局ほか）

参考設計資料

- ・ 「建築物の耐震安全性の手引き＜技術資料集＞」（監修：東京都財務局）
- ・ 建築物の耐震診断システムマニュアル」（編集：東京都都市計画局）

など

第3章 複合化する施設の現状

1 小平市立小平第十一小学校

(1) 概要

- 所在地 小平市花小金井四丁目16番1号
- 土地面積 14,514.36㎡(建物敷地8,604㎡、運動場用地5,910㎡)
- 延床面積 校舎：5,361.09㎡／体育館：843.13㎡
- 建築年 校舎：昭和42年(1967年)／体育館：昭和49年(1974年)
- 構造規模 校舎：鉄筋コンクリート造 地上3階
体育館：鉄筋コンクリート造、一部重量鉄骨造 地上2階

■施設内容

- 1階北校舎：普通教室4教室、多目的室、給食室、教育相談室など
 - 1階南校舎：普通教室4教室、図工室、保健室、校長室、事務室、主事室など
 - 2階北校舎：普通教室5教室、家庭科室、PTA室など
 - 2階南校舎：普通教室3教室、図書室、職員室、印刷室、放送室、特別支援教室など
 - 3階北校舎：普通教室6教室、理科室など
 - 3階南校舎：音楽室、算数教室など
-
- 体育館(体育アリーナ、ステージ、放送室等)、プール

児童
昇降口

■児童数及び学級数(令和3年5月1日現在)

687名、22学級

■沿革

- | | | | |
|-------|-------------|-------|--------------------|
| 昭和42年 | 小平第十一小学校開校 | 平成12年 | 校庭改修工事完了 |
| 44年 | プール完成 | 17年 | 耐震補強工事実施(南北校舎・体育館) |
| 49年 | 校地拡張 体育館完成 | 29年 | 開校50周年記念式典挙行 |
| 平成5年 | 大規模改修工事終了 | 31年 | コミュニティ・スクール発足 |
| 9年 | プール全面改修工事完了 | | |

■通学区域

花小金井2丁目～5丁目全域、花小金井8丁目1番、花小金井8丁目11番～36番、大沼町5丁目19番

2 十一小学童クラブ第一／十一小学童クラブ第二

(1) 事業の目的

保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校低学年の児童に対し、適切な遊び場及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。

(2) 施設概要

十一小学童クラブ第二は、体育館準備室を活用し、平成28年度から開設しています。

	十一小学童クラブ第一	十一小学童クラブ第二
■所在地	小平市花小金井四丁目16番1号	
■土地面積	360.02㎡ (学校の土地面積の一部)	—
■延床面積	143.52㎡	約50㎡
■建築年	平成19年(2007年)	昭和49年(1974年)(体育館の建築年)
■構造規模	軽量鉄筋造 地上1階	鉄筋コンクリート造、一部重量鉄骨造 (体育館の構造規模)
■開設時間	月曜日～金曜日：正午～午後7時 土曜日：午前8時～午後7時 学校休業期間：午前8時～午後7時	月曜日～金曜日：正午～午後6時 土曜日/学校振替休業日： 午前8時30分～午後6時 学校休業期間：午前8時15分～ 午後6時(土曜日を除く)
■休日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)	
■運営形態	指定管理	直営

(3) 定員・登録児童数(各年4月1日時点)

	定員	H28	H29	H30	H31	R2
十一小学童クラブ第一	60人	80人	91人	101人	114人	101人
十一小学童クラブ第二	30人	29人	30人	30人	33人	32人

3 花小金井北公民館

(1) 設置目的

社会教育の中心的な施設として市民へ各種講座等を提供し、市民一人ひとりが、より豊かで充実した生活を営むうえで必要な生涯学習社会の実現に資する。

(2) 施設概要

施設は老朽化が進んでおり、エレベーターの設置もなく、公民館で唯一バリアフリー対応になっていません。花小金井保育園と中央図書館花小金井北分室との複合施設であり、花小金井保育園は、民間移行により令和6年度末で閉園予定となっています。

■所在地	小平市花小金井五丁目41番3号
■土地面積	2,431.93㎡(複合施設全体)
■延床面積	417㎡
■建築年/構造規模	昭和49年(1974年)/鉄筋コンクリート造 地上3階
■施設内容	1階 和室、学習室1 2階 事務室、学習室2、団体活動室 3階 ホール、学習室3
	駐車場7台
■開館時間	午前9時～午後10時
■休館日	月曜日(祝日は除く)、年末年始(12月28日～翌年1月4日)
■運営形態	直営
■運営体制	正規職員1名、会計年度任用職員(専門職)2名・(アシスタント職)2名

(3) 定期利用団体数・一般利用団体数（令和2年度実績）

定期利用団体20団体、一般利用団体51団体

(4) 利用実績

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
年間開設日数	311日	311日	314日	290日	252日
公民館まつり参加者/講座回数	938人/47回	648人/46回	731人/48回	752人/42回	開催せず/27回
利用状況 単位：利用率(利用者数)					
総利用者数	28.3%(13,178)	27.0%(13,154)	26.6%(12,365)	25.9%(10,871)	18.0%(5,221)
和室(保育兼)	38㎡ 23.7%(2,639)	27.0%(2,653)	26.6%(2,697)	22.1%(1,583)	8.9%(402)
学習室1	22㎡ 32.8%(1,739)	24.5%(1,395)	22.4%(1,208)	25.4%(1,237)	18.5%(533)
ホール	92㎡ 48.9%(6,080)	50.8%(6,608)	51.0%(6,057)	44.1%(5,545)	42.6%(3,477)
学習室2	29㎡ 29.9%(2,305)	26.4%(2,133)	27.9%(2,154)	29.5%(2,195)	16.6%(718)
学習室3	29㎡ 6.3%(415)	6.1%(365)	4.9%(249)	8.3%(311)	3.5%(91)

※令和元年度及び令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休館や夜間の一般貸出休止、部屋の利用人数を半数以下に制限、利用団体の活動自粛等の影響があった。



外観



ホール



和室



学習室2



学習室3



団体活動室
(定期利用団体等のロッカー)

4 花小金井北地域センター

(1) 設置目的

地域住民相互の交流及び市民福祉の向上を図るために高齢者、児童のための施設及び市民の集会のための施設を提供する。

(2) 施設概要

- 所在地 小平市花小金井三丁目10番1号
- 土地面積 1,586.25㎡
- 延床面積 596.86㎡

■建築年／構造規模	平成2年（1990年）／鉄筋コンクリート造 地上2階
■施設内容	1階 事務室、第二娯楽室（和室）、遊戯室、読書コーナー 2階 第一集会室、第二集会室、第一娯楽室（舞台付き和室）、調理室 駐車場6台
■開館時間	午前9時～午後10時
■休館日	毎月第1・第3火曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始（12月29日～翌年1月3日）
■運営形態	直営
■運営体制	会計年度任用職員（専門職）3名・（アシスタント職）1名

（3）登録団体数（令和3年3月1日現在）

54団体

（4）利用実績

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
年間開設日数	335日	335日	335日	307日	271日
利用状況 単位：利用率(利用件数)					
総利用者数	26,388人	26,018人	26,767人	19,941人	6,645人
総利用件数	33.6%(1,352)	33.6%(1,351)	38.3%(1,541)	34.1%(1,255)	13.0%(522)
第一集会室	56㎡ 40.8%(410)	39.2%(394)	46.9%(471)	41.5%(382)	16.8%(168)
第二集会室	39㎡ 41.6%(418)	40.0%(402)	44.3%(445)	42.5%(391)	17.4%(174)
第一娯楽室	113㎡ 30.4%(306)	32.1%(323)	30.8%(310)	31.8%(293)	10.4%(104)
第二娯楽室	58㎡ 21.7%(218)	23.1%(232)	25.3%(254)	20.5%(189)	7.6%(76)

※令和元年度及び令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休館や夜間の一般貸出休止、部屋の利用人数を半数以下に制限、利用団体の活動自粛等の影響があった。



外観



第一集会室・第二集会室



第一娯楽室

第4章 基本的な視点

学校の建て替えによる教育活動の充実、教育環境の向上を図るとともに、小学校へ地域学習・コミュニティ機能を複合化することにより、“小学校を地域の核”とした地域コミュニティの醸成を図っていくことを目指し、以下のとおり整備を進めます。

1 複合化する施設

小平第十一小学校等複合施設の整備にあたっては、以下の公共施設を複合化します。

■小平第十一小学校

■花小金井北公民館

■花小金井北地域センター

■十一小学童クラブ第一／十一小学童クラブ第二

} 以下、「(仮称)十一小地区交流センター(※)」という。

(※ 第1期小平市経営方針推進プログラム(令和3年6月)で掲げる地域コミュニティ施設の方向性を踏まえた施設となります。)

2 整備コンセプト

～子どもたちが快適に学び、また多世代がつながり高め合う

地域の拠点となる学校づくりをめざして～

子どもたちにとって学びやすく活動しやすい環境の整備を第一にとらえながら、子どもたちと地域の様々な人が関わり合う中で、子どもたちの成長を支え、また地域の多世代の人々が様々な交流や地域活動を通じ誰もが役割と生きがいを持ちながら、共に地域を創る拠点づくりを目指します。

3 整備方針

(1) 小平第十一小学校



① 多様な学習活動に柔軟に対応できる学習環境の整備

習熟度別指導や対話的な学習、外国語指導、運動による健康の保持増進、キャリア教育の実践(いのちの学習の実践)など、多様な学習活動に柔軟に対応できる施設づくりを行います。また、GIGAスクール構想に基づくICTを活用した教育活動の充実や、少人数学級の実現など、さらに教育環境が進化・多様化していく中で、弾力的に対応できる空間が求められていきます。複合施設の機能を有効に活用することで、教育活動の幅を広げ、質を高める施設づくりを行います。スペース活用の観点や財政面を踏まえ、スケルトンインフィル等の工法により工夫した空間づくりを目指します。

② 安全・安心で快適な学校空間の整備

多様な人々が利用する施設が複合化されることから、児童の安全を守り、安心して過ごせる学校を基本とします。子どもたちが地域とのふれあいのなか、様々な経験を通して学ぶことを楽しみ、わくわくできる学校を目指します。また、児童が落ち着いて、のびのびと過ごすことができる居心地の良い空間を創出するため、環境に配慮した温かみのある空間づくりを行います。クールダウンや不登校支援のための空間づくりを行い、多様な子どもたちが安心して過ごせる学校を目指します。

③ 地域を愛し、地域に愛される開かれた学校づくり

小平第十一小学校は、コミュニティ・スクールとして「地域とともにある学校」づくりを推進しています。また、地域教育コーディネーターや地域住民等のボランティア、放課後子ども教室、総合的な学習の時間などにおいて地域の人たちと連携しながら教育活動を支援してもらっています。小学校が地域の拠点となることを契機に、さらに連携を深め、協働を重ね、互いに支え合える学校づくりを目指します。

(2) (仮称) 十一小地区交流センター

① 新たな活動を生み出す地域コミュニティの拠点

“小学校を地域の核”とした地域コミュニティの醸成を図っていくことを目指します。学校教育と地域コミュニティ機能が重なりあうことで、さらなる教育環境の充実や放課後活動支援、多世代交流、防犯・防災、子どもの見守り、元気高齢者の活躍の場、様々な担い手が連携した活動など、新たな活動が生まれ、発展していくような地域コミュニティの拠点づくりを行います。また、地域の防災活動拠点としても、学校、地域、市等が協働し、地域における共助の力をはぐくむことができる地域コミュニティを目指します。

② 様々な人々が活動しやすい施設づくり

地域の身近な活動の場として、また、災害時の防災拠点として、誰もが安心して利用しやすい施設づくりを行います。エレベーターの設置やユニバーサルデザインを採用し、様々な人々が支障なく利用できる施設とします。さらに、各機能が有機的に連携し、地域に住む様々な住民が、多様な担い手として円滑に活動できるためのプラットフォームを目指します。

③ 人々の「地域のために」という想いを大切に、地域貢献や地域還元に関わる施設づくり

地域住民がお互いに認めあい、支えあい、助けあえる地域コミュニティを育成し、地域愛や地域貢献意識を育む場をつくります。市民が課題解決や自己実現のために主体的に学び、活動し、さらには、そこで得た成果を地域に還元したり、次の世代に伝えたりするなど、地域を共に創っていくことができる場を目指します。

(3) 十一小学童クラブ

① 将来的な児童数に応じた学童クラブの設置

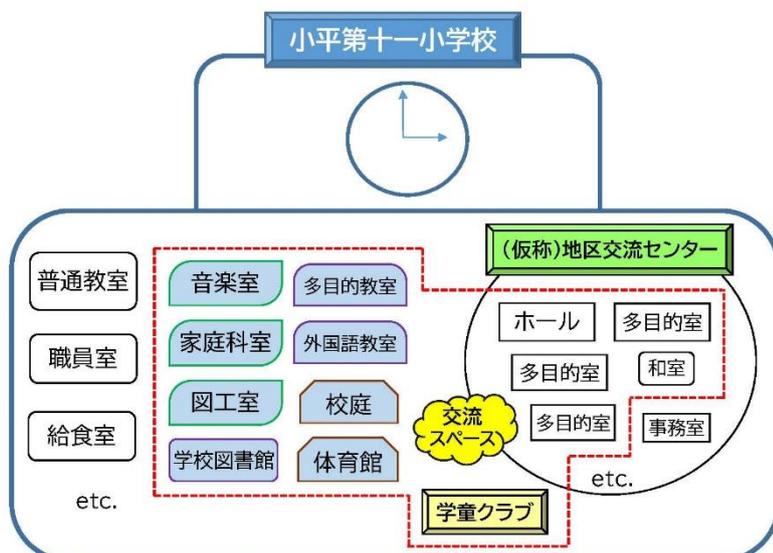
小平市の人口推計は令和7年をピークに減少へと転じ、年少人口についても同様に令和7年をピークに減少へ転じますが（小平市人口推計報告書（平成27年国勢調査による）補足版）、学童クラブの登録児童数は、保護者の働き方等の社会状況を背景に、令和7年以降も一定程度の増加が見込まれます。一方、推進計画では、小学校の更新時期に合わせてクラブ数を縮減するとしていることを踏まえ、いずれは登録児童数が減少することを見据え、小平第十一小学校等複合施設には現在と同じ2クラブを設置した上で、これを上回る当面の需要に対しては、国の新・放課後子ども総合プランに則った学校教室の活用を推進するとともに、（仮称）十一小地区交流センターとの相互利用を検討します。

② 子どもが安心して過ごし、様々な交流が図られる施設づくり

子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援の考えから、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整えます。現状と同程度の登録児童数を想定し、必要な保有面積を確保します。放課後子ども教室との連携を図りやすい施設づくりを行うとともに、学校や地域との連携を図り、子どもの遊びを豊かにし交流の場を広げるために、校庭や体育館の利用がしやすい施設づくりを行います。

4 複合化による相互利用のイメージ

学校の教育活動等や地域活動等の充実、児童と地域住民の交流の促進、公共施設の有効活用を図ることを目的とし、施設の相互利用を想定します。また、学校施設と（仮称）十一小地区交流センターの重なり合う場所に、児童や地域住民が気軽に立ち寄り、交流できるスペースを設置します。地域力を還元する場として、放課後子ども教室等と連携して、小学校の活動を地域で支えます。



※学校施設のうち、色塗の施設は地域開放を想定しています。

※破線内の施設を相互利用するイメージです。学童クラブは、運営形態が直営の施設は地域開放を検討します。

※図はイメージです。実際の施設内容、部屋数、面積は設計の段階で確定します。

(1) 小平第十一小学校

教育活動等に支障のない範囲で、多目的教室、音楽室、家庭科室、図工室、外国語教室、学校図書館、体育館、校庭の地域開放を想定します。なお、学校図書館における一般利用者への本等の貸出機能、他の市立図書館への本等の返却機能は、想定していません。

現在、体育館及び校庭は、下表のとおり開放等を行っています。

更新後の小平第十一小学校における開放等の詳細については、今後検討していきますが、当面の間は、児童数増加に伴う学級数の規模から、学校運営時間における学校施設の稼働率は非常に高いため、平日の日中の開放は想定しません（教室等については、長期休業期間の平日日中の開放について検討します）。

■現状における学校施設の開放等の概要

	学習・文化開放	スポーツ開放		遊び場開放	学校設備の使用
根拠	学校施設の開放に関する規則 学校施設の学習・文化開放に関する要綱	学校施設の開放に関する規則 学校施設のスポーツ開放に関する要綱		学校施設の開放に関する規則 学校施設の遊び場開放に関する要綱	学校設備使用条例 同規則
目的	生涯学習に係る学習・文化の振興	スポーツの普及		子どもの安全な遊び場の確保	社会教育その他公共の用
所管	地域学習支援課	文化スポーツ課(小平市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則による)		地域学習支援課	教育総務課
対象者	社会教育関係団体	(1)アマチュアスポーツ活動団体	(2)市内在住、 在勤、在学の個人	小・中学生、幼児	(規定なし)
団体登録	要	要	不要	不要	不要
申込み	前月初日から7日前まで	7日前まで		管理指導員が許可	要申請
対象施設	六小:第2図工室、多目的室、和室及び 第1音楽室	小学校体育館 一中体育館 花南中体育館等	小学校校庭	一小～七小体育館 小学校校庭	小・中学校体育館、教室、校庭
主な開放日・時間	土日休日の日中・夜間、平日夜間	平日夜間、 土曜夜間	土曜、休日、 日曜の日中	火曜・金曜の夜間、 日曜の午前	平日放課後、長期休業期間の平日の日中 (規定なし)
利用料	(規定なし)	(規定なし)		(規定なし)	有料。ただし、事由がある場合は減免等できる。 (1)学校教育又は社会教育目的の研究、講演、 映画、音楽、演劇、体育集会・行事 (2)同窓会、PTA等の集会・行事 (3)国、地方公共団体の主催・共催集会・行事 (4)その他必要と認められたもの
不許可の事由	(1)特定の政党、政治的活動のための利用 (2)特定の宗教、宗教的活動のための利用 (3)営利目的の利用 (4)その他管理上支障があるとき	(1)政党又は政治的活動のための利用 (2)宗教団体又は宗教的活動のための利用 (3)営利目的の利用 (4)公序良俗を乱すおそれ (5)その他管理上支障があるとき		(規定なし)	(1)政党、これに属する団体の集会・行事 (2)政治的目的を有する集会・行事 (3)営利目的の集会・行事 (4)遊宴(学校儀式の附帯を除く) (5)その他不適当と認められたもの

詳細規定、例外規定は反映していません。

(2) (仮称) 十一小地区交流センター

貸出施設は学校の教育活動等においても利用できる想定ですが、(仮称)十一小地区交流センターにおける生涯学習、サークル活動、地域活動等を行う一般利用者の利用に支障が生じないよう配慮します。また、定期利用団体の活動が継続できるよう定期的な会議等の実施により、効率的に部屋割りの調整が行える等の配慮した運用を検討します。

(3) 十一小学童クラブ

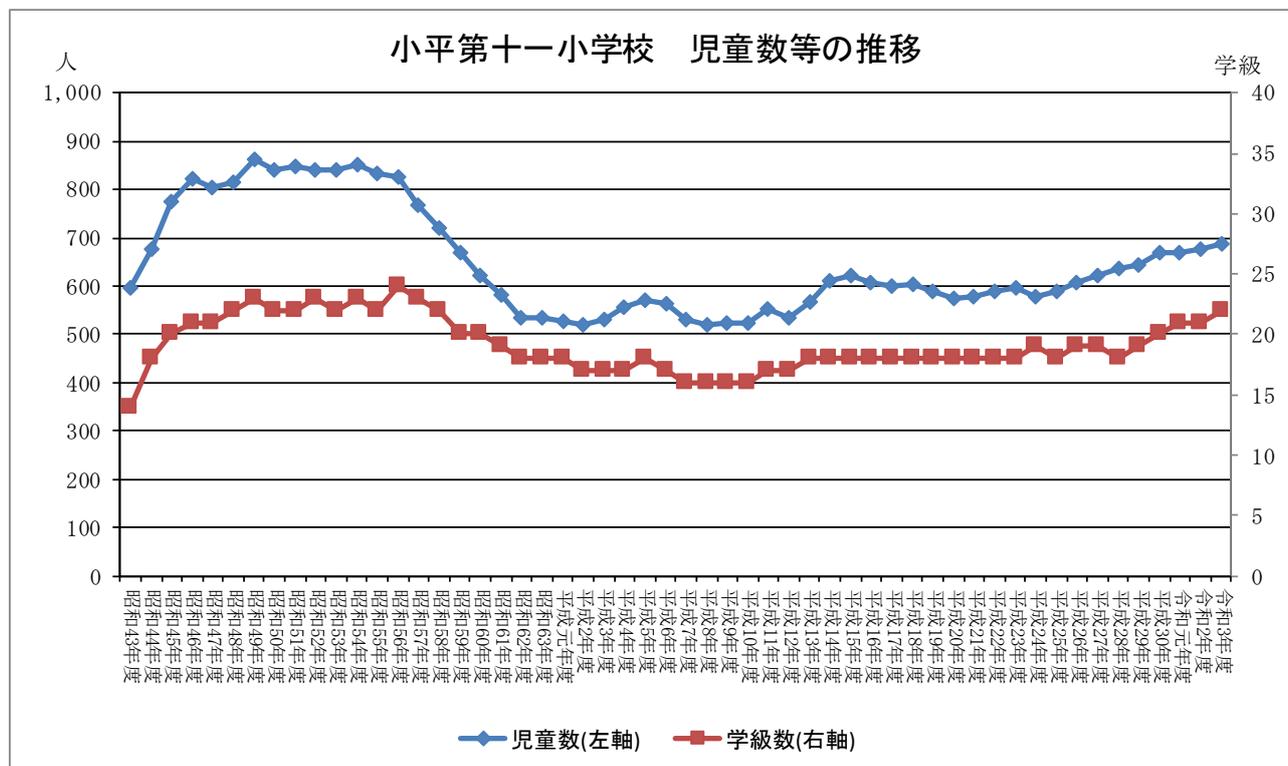
運営形態が直営の十一小学童クラブについては、放課後児童健全育成事業に支障のない範囲で、地域開放を検討します。地域開放の時間帯は、月曜日から金曜日の午前中と夜間、土曜日・学校振替休業日・学校休業期間の夜間を想定しますが、詳細については、今後検討していきます。

第5章 整備の考え方

1 学校規模の検討

(1) 児童数の推移

小平第十一小学校の児童数は、開校当時は597人で、昭和40年代から50年代にかけて800人を超えましたが、その後減少し、昭和60年代は530人程度となりました。ここ数年は上昇傾向となり、令和3年5月1日現在では、687人（22学級）となっています。



(2) 児童数の推計

今後の小平第十一小学校の児童数は、小平市人口推計補足版（令和元年度）に基づく推計によれば、今後、上昇傾向が続く見込みですが、令和12年前後をピークに、減少に転じる見込みとなっています。

表. 小平市人口推計補足版（令和元年度）に基づく小平第十一小学校の児童数の推計値

	R 2 (2020)	R 7 (2025)	R 1 2 (2030)	R 1 7 (2035)	R 2 2 (2040)	R 2 7 (2045)	R 3 2 (2050)	R 3 7 (2055)	R 4 2 (2060)	R 4 7 (2065)
児童数	677 ※実数は 675人	774	800	764	685	626	596	581	569	528
5年ごとの増減	—	+97	+26	▲36	▲79	▲59	▲30	▲15	▲12	▲41

※児童数は、小平市人口推計補足版（令和元年度）（平成27年度国勢調査による町丁別将来人口）を参考に、十一小通学区域について算出した数値。令和17年以降は、町丁別の人口推計が無いため、市全体の減少率により算出した数値としている。

(3) 更新時における児童数及び学級数の設定

- ・計画児童数については、小平市人口推計補足版（令和元年度）による町丁別将来人口に基づく推計における、ピーク値（令和12年）である800人を、更新時における計画児童数とします。
- ・学級数については、上記計画児童数から、最小で24学級、最大で28学級と想定されます。市では、小学校の規模として、24学級程度を最大の学級数と想定していることを踏まえ、計画学級数を24学級とし、不足する場合については、当面、多目的教室等を普通教室として使用するなど、普通教室に転用可能な教室を4教室以上確保したうえで、学校内の教室の運用上の工夫等により対応することとします。

表. 更新時における計画児童数及び計画学級数

計画児童数	800人
計画学級数	24学級

表. (参考) 計画児童数800人に対する学級数の試算

	パターン1		パターン2				パターン3			
	学年間均等		学年最小106人 ※35人/学級×3学級+1人				学年最大141人 ※35人/学級×4学級+1人			
			①		②		①		②	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1年生	133	4	106	4	106	4	118	4	95	3
2年生	133	4	106	4	106	4	118	4	141	5
3年生	133	4	147	5	106	4	141	5	141	5
4年生	133	4	147	5	160	5	141	5	141	5
5年生	134	4	147	5	161	5	141	5	141	5
6年生	134	4	147	5	161	5	141	5	141	5
合計	800	24	800	28	800	27	800	28	800	28

※計画児童数を800人とした場合、想定される学級数について、様々なパターンにより試算。

※パターン1：各学年の児童数がおおむね同程度の人数となることを想定した場合の学級数。

※パターン2：学年当たりの学級数がぎりぎり4学級となる106人（35人×3学級+1人）を、学年当たりの最小児童数とした場合の試算。①は2学年で106人とし、それ以外の学年の児童数を均等に分配した場合。②は3学年で106人とし、それ以外の学年の児童数を均等に分配した場合。

※パターン3：学年当たりの学級数がぎりぎり5学級となる141人（35人×4学級+1人）を、学年当たりの最大児童数とした場合の試算。①は4学年で141人とし、それ以外の学年の児童数を均等に分配した場合。②は5学年で141人とし、それ以外の学年の児童数を均等に分配した場合。

2 土地利用計画

小平第十一小学校周辺地区は、宅地開発等により人口が増加傾向にあり、将来、減少に転じるものの、当面は更なる人口増加が予測されています。

小平第十一小学校の規模は、現在の人口推計を参考に、令和3年5月1日現在の22学級よりも多い24学級を更新時の教室数として想定しており、さらに（仮称）十一小地区交流センターの複合化を予定していることから、施設の建築面積は、既存の学校施設よりも増加する可能性があります。現在の学校敷地内での施設更新では、計画する児童数に見合った校庭面積を確保することが困難となる可能性があることから、校地拡張の可能性について検討します。また、校地拡張が困難な場合等においては、地下の活用についても検討します。

3 施設全体の考え方

（1）セキュリティの考え方

- ・敷地外周には、フェンス・門扉を設置し、セキュリティラインを形成します。
- ・職員室等の管理諸室から校庭全体を見渡せることや、防犯カメラを設置することで、外部からの出入りに対して、教職員の目が行き届く計画とします。
- ・敷地周囲から、敷地内への見通しを最大限確保し、地域の目で児童を見守る計画とします。
- ・体育館など地域開放利用時は、管理扉などで校舎エリアと地域開放エリアを区分します。
- ・1階に来校者受付機能として事務室を設けます。

（2）地域交流の考え方

- ・校庭は、地域開放（スポーツ開放）利用がしやすい配置、動線を検討します。
- ・一部の特別教室、多目的ホール、地域交流スペース等は、地域住民利用を想定し、アクセスしやすい配置とし、管理の面から集約し、地域開放エリアとして、学校エリアと明確に区分できるように検討します。
- ・動線の区分のため、地域開放用の単独の出入口の設置を検討します。
- ・学校教育活動を支える地域教育コーディネーターや地域住民等のボランティア、放課後子ども教室などが活動しやすいよう配慮します。

（3）環境配慮の考え方

- ・省CO₂化（省エネ・創エネ等による年間一次エネルギー消費量の削減）の考え方を踏まえ、高断熱化、自然風利用、昼光利用、太陽光、太陽熱、下水熱、雨水利用等の検討をします。
- ・環境負荷の低減や自然との共生に配慮した施設の整備を行います。
- ・児童の学習環境と生活環境の快適性を考慮し、自然と調和した、心地よい環境が確保できる設備計画とします。
- ・日射遮蔽、自然通風の確保、高断熱化、自然エネルギー利用を組み合わせ、出来るだけ空調に頼らずとも快適な室内環境を目指した計画とします。
- ・シンプルな設備システムとすることで運用のしやすさに配慮した計画とします。

（4）感染症対策の考え方

- ・トイレ等において、人感センサーによる照明や自動水栓など、非接触型設備の採用を検討します。
- ・効率的で効果的な換気方法を検討します。

4 配置計画の基本方針

(1) 校舎

- ・ 近隣への日影に配慮した配置とします。

(2) 校庭

- ・ 校舎から見通しの良い場所に配置します。
- ・ 地域開放利用に配慮し、誰でも利用しやすいよう、アプローチや動線に配慮します。

(3) 体育館

- ・ 校舎に近接または一体とした配置を検討します。
- ・ 災害時の避難所利用に配慮した配置を検討します。
- ・ 地域開放利用に配慮し、誰でも利用しやすいよう、アプローチや動線に配慮します。

(4) (仮称) 十一小地区交流センター

- ・ 誰でも利用しやすいよう、アプローチや動線に配慮します。
- ・ 児童や施設利用者の安全を確保する観点から、学校施設と出入り口を別に設置します。
- ・ 防犯上や管理上の観点から、動線やエリアの区分に配慮します。
- ・ 学校の学びを妨げないよう、動線やエリアの区分に配慮します。
- ・ 災害時の二次避難所機能（福祉避難所機能）を想定し、利用に配慮した配置を検討します。

(5) 十一小学童クラブ

- ・ 校舎に近接または一体とした配置を検討します。
- ・ 教室や校庭、体育館等を活用することを想定します。
- ・ 放課後子ども教室との連携が図りやすい配置や動線に配慮します。

(6) その他

- ・ 敷地内での児童と市民の来校者との動線を分け、児童の登下校等における日常の安全に配慮します。
- ・ 避難動線や、消防活動スペースの確保など、緊急時に配慮した屋外施設の配置に配慮します。

5 学校の施設構成の基本方針

(1) 普通教室のまとめり

- ・ 学年ごとや発達段階に応じた生活圏をつくるために、同一学年又は低・中・高学年でまとめりのある教室配置が可能となるよう検討します。学年間でクラス数が異なる場合にも、学年ごとのまとめりが保てるよう柔軟なクラス編成が可能な配置を検討します。
- ・ 体験型の学習空間として、主体的・対話的で深い学びを実現する授業やICT機器を使った発表活動など、多様な学習に対応するスペースの配置を検討します。

(2) 特別教室のまとめり

- ・ 特別教室は、学習の領域を横断したものとなるよう、関連のある教科の諸室をまとめて配置す

るよう検討します。

- ・地域開放などの利用を想定し、セキュリティに配慮しながら地域開放が可能なゾーニングを検討します。

(3) 管理諸室のまとめり

- ・きめ細やかな指導や円滑な学校運営を実現するため、職員室や校長室、事務室を、まとめりのある配置となるよう検討します。
- ・校庭が見える位置に職員室を配置します。事務室は日常的に人の出入りが管理できる位置に配置します。
- ・保健室に近接してカウンセリングや個別相談のための相談室を配置するよう検討します。

(4) 地域開放のまとめり

- ・学校施設内の体育館、多目的教室、地域開放を行う特別教室、多目的ホール（交流スペース）等の開放諸室は、管理区分を明確にするため、まとめりのある配置となるよう検討します。
- ・これらの開放諸室は、(仮称) 十一小地区交流センターと近接した位置に配置し、(仮称) 十一小地区交流センターからのアプローチや動線に配慮します。
- ・学校と地域開放の利用時間帯を考慮して、学校の利用動線と重複しないゾーニングとします。

(5) 防災機能のまとめり

- ・災害発生時に避難がしやすいよう、階段はわかりやすい位置に計画し、廊下や階段は採光の入る明るい空間を検討します。避難経路は、複数確保します。地域の防災拠点、避難所としての役割を担う施設として整備を進めます。
- ・避難所機能の中心となる体育館を中心として、備蓄機能やトイレを確保します。
- ・教育活動の早期再開を可能にするため、避難所機能の中心となる体育館と、教育機能の中心となる校舎とのゾーンや動線を分ける計画とします。

6 諸室計画

(1) 小平第十一小学校

- ・児童や教職員が日常的に活用するすべての諸室に、冷暖房設備を設置します。

① 教室

ア 普通教室

- ・教室の大きさは、35人学級や学習用端末利用時に必要なスペース、ランドセルや学習道具、教材箱、体操着など個人の持ち物を収納するスペース等を考慮した大きさを計画します。
- ・天井高さや照明、吸音対策等、児童の集中力の維持に配慮した計画とします。
- ・廊下から教室内を見通しやすい設計とします。
- ・緊急時のスムーズな避難を考慮した設計とします。
- ・内部仕上げは吸音性、空間の温かみ、清掃や維持管理のしやすさ、児童が床に腰を下ろして学習・活動が出来るなどの点を考慮して素材を選択します。

イ 算数教室

- ・1室以上設けます。

- ・普通教室に近接して配置し、算数等の習熟度別学習に対応できるよう計画します。

ウ 外国語教室

- ・1室設けます。
- ・高学年教室に近接した配置を検討します。
- ・語学習得に必要な音環境を保てるよう、吸音・遮音に配慮します。
- ・普通教室に転用可能な設計とします。
- ・普通教室として使用しない場合は、地域開放を想定した計画とします。

エ 多目的教室

- ・普通教室に転用可能な設計とし、3室以上設けます（外国語教室と合わせて、普通教室への転用可能な教室を4室以上確保）。
- ・生活科での利用や少人数教室としての利用、ランチルームとしての利用、会議室としての利用等、多様な利用状況を想定し、他室との連携した利用が可能な配置を検討します。
- ・普通教室と連続、または近接した位置に配置するよう検討します。
- ・普通教室として使用しない場合は、地域開放を想定した計画とします。

② 特別教室

- ・教科特有の様々な活動に対応できるよう十分な設備・機器を配置します。
- ・地域開放を想定する特別教室は、学校運営時間以外に地域住民が利用しやすく、管理しやすい配置を検討します。

ア 理科室（準備室含む）

- ・1室設けます。
- ・実験用流しを設置し、十分な数の水栓を確保します。
- ・様々な器具や薬品等が保管されていることから、セキュリティに配慮します。

イ 家庭科室（準備室含む）

- ・1室設け、調理、被服兼用の設計とします。
- ・多目的室など、ランチルームとして利用できる室との動線に配慮した配置を検討します。
- ・流しを設置し、十分な数の水栓を確保します。
- ・地域開放を想定した計画とします。

ウ 音楽室（準備室含む）

- ・1室以上設けます。
- ・パート・アンサンブル練習にも対応できる練習スペースの設置を検討します。
- ・準備室には十分な楽器収納スペースを確保します。
- ・遮音、振動に配慮した計画とします。
- ・地域開放を想定した計画とします。

エ 図工室（準備室含む）

- ・1室以上設けます。
- ・多目的に利用できるよう作業テーブルは床に固定しない計画とします。
- ・流しを設置し、十分な数の水栓を確保します。
- ・地域開放を想定した計画とします。

オ 学校図書館（準備室含む）

- ・見通しに配慮した書籍棚の高さ、レイアウトを検討します。
- ・間仕切りや扉は内部が見通せる設計とします。
- ・図書準備スペースを設け、図書の受け入れや修理のための作業スペースを確保します。
- ・地域開放を想定した計画とします。なお、学校図書館における一般利用者への本等の貸出機能、他の市立図書館への本等の返却機能は、想定していません。

カ 多目的ホール（交流スペース）

- ・児童の発表や交流の場、学年集会などに活用する空間とし、利用しやすい位置に配置します。
- ・様々な利用を想定し、遮音、振動に配慮した計画とします。
- ・学校と地域の交流の核となるよう、地域利用も想定した計画とします。
- ・学校と地域開放の利用時間帯を考慮し、双方の利用動線が重複しない配置とします。
- ・花小金井北地域センターの遊戯室で行われている卓球活動等が継続できる設備等を検討します。

③ 特別支援教室

- ・1室以上設けます。
- ・個々のニーズに応じた適切な教育を行うため、個別指導や少人数指導など、多様な支援を行うことができる教室を整備します。また、教員やカウンセラーとの連携が円滑に行えるような配置とします。
- ・保健室やバリアフリートイレ（多目的トイレ）と近接した計画とします。
- ・手洗い等の水回りを計画します。
- ・クールダウンスペースとして必要となる、小空間の構造化への対応が可能な計画を検討します。
- ・軽運動などが可能な設計とします。

④ 管理諸室

ア 職員室

- ・教職員の執務・会議・教材製作・休憩などの機能を集約した計画とします。
- ・十分な収納スペースを確保します。

イ 校長室

- ・打合せや来客対応が可能なスペースを設けます。

ウ 事務室

- ・安全管理や来校者への対応を考慮した配置とします。

エ 保健室

- ・児童の利用しやすい位置にするとともに、校庭からもアプローチしやすい配置とします。

オ 教育相談室

- ・保健室と近接した配置とします。

カ 用務員・警備員室

- ・用務員及び警備員兼用の独立した室を設置します。
- ・校庭からもアプローチしやすい配置とします。

キ 不登校支援スペース

- ・不登校支援として必要な空間について、職員室、教育相談室、昇降口等に近接した位置で確保できるような計画を検討します。

- ・他の管理諸室と兼用し、状況に応じて活用できるような空間づくりの可能性についても検討します。

ク その他諸室

- ・その他、必要な諸室の設置を検討します。

⑤ 給食室・配膳室

- ・汚染作業区域と非汚染作業区域、アレルギー対応スペース等は、部屋やカウンター、衝立等で明確に区分することを検討します。
- ・予定される食数に対応した調理スペース、配膳スペースを確保します。
- ・床はドライ方式とします。
- ・調理従事者専用の休憩室やトイレを確保する等、調理員が働きやすい環境に配慮します。
- ・災害時に調理場として利用しやすい配置を検討します。
- ・給食の配膳専用のリフトを設置します。

⑥ 生活諸室

ア トイレ

- ・教室から利用しやすい位置に設置します。
- ・明るく清潔でゆとりある空間とします。
- ・大便器は全て洋便器とすることを基本とし、小便器は壁掛式の自動水栓とします。
- ・手洗い器は自動水栓とします。
- ・床はドライ方式とします。
- ・男女共用のバリアフリートイレ（多目的トイレ）を設置します。バリアフリートイレには、ユニバーサルシートの設置やオストメイトに対応した機能を備えます。

イ 昇降口

- ・昇降口の周りには、学校資料や賞状などを展示するコーナーの設置を検討します。

ウ エレベーター

- ・児童や教職員の動線を考慮した位置に、エレベーターを設置します。

⑦ 体育館・プール

ア 体育館

- ・式典などの空間として全校児童が着席可能な規模を持つ空間とします。
- ・多目的な利用が可能な計画とするとともに、スポーツ開放等を想定し、利用しやすい位置に配置します。
- ・屋外から利用可能な防災備蓄倉庫を設置します。

イ プール

- ・プールについては、学校外の施設利用の可能性について整理を行い、プールの設置の可否について検討します。
- ・プールを設置する場合は、25m×6コースの大きさとし、プールサイドには十分なスペースを確保します。また、隣接して更衣室を設置します。
- プールの配置について、校庭の広さが十分に確保できない場合は重層化や屋内型も検討します。

⑧ 屋外施設

ア 校庭

- ・計画児童数に見合った面積を確保するよう検討します。
- ・外周部には鉄棒や雲梯・砂場など、運動に使える機能を持つ遊具を配置します。
- ・散水栓を設けます。
- ・スポーツ開放等を想定した計画とします。

イ 自然とのふれあい施設

- ・児童が自然について学べる場として、学級農園や植物の観察スペースなど、自然と触れ合うことができる環境を整備します。

ウ 屋外倉庫・トイレ

- ・体育倉庫の他、学校管理上必要な屋外用備品を収納する倉庫を計画します。また、地域開放用の倉庫としても使用できるよう、休日や地域開放時に外からアクセスできるような設計とします（但し、スポーツ開放の利用団体等が所有する備品等の収納は想定していません）。
- ・水場は、校舎側に適宜設けます。児童が手洗いや足などを洗えるよう配慮します。また、排水には砂溜まりを設けるなどメンテナンスに配慮します。
- ・校庭から利用できる位置にトイレを設け、地域開放での利用も想定します。

エ フェンス・防球ネット

- ・フェンスは、高さを1.5m程度として乗り越える行為が視認できる高さとしします。
- ・防球ネットは、校庭周囲の道路に接する面に6m程度の高さで計画します。

オ 遊び場開放管理用ボックス

- ・遊び場開放のための管理用ボックスを校庭に設置します。

カ 学校用駐車場

- ・来客や事業者用の駐車場を設置します。
- ・給食食材配送車両等の荷下ろしスペースを確保します。

キ その他屋外施設

- ・マンホールトイレ等、防災時に必要になる機能を整理、計画します。

(2) (仮称) 十一小地区交流センター

複合化による廊下や階段等の共用化、貸し部屋の多目的化により、単独施設（花小金井北地域センター及び花小金井北公民館）と比べ効率的な運営を目指し、面積の縮減を図ります。貸し部屋は目的別に設けるのではなく、会議、学習、講座、集会等に供する多目的室を設け、様々な用途で利用できる部屋とします。サークル活動等による音や振動が、小学校の学習活動の妨げにならないような、また、利用者が気兼ねなく伸び伸びとした活動ができるような、構造や配置を検討します。

設備面では、ICT機器を活用した地域学習や交流など、多様な活動に対応できる設備を検討します。知識や経験等の発信、共有により、コミュニティが形成され、活発に活動することで市民中心の課題解決に役立てます。また、時間や場所に捉われない自由な利用と交流により、幅広い世代の地域活動等に対する関心の喚起や意欲の向上を促すこと等に役立てます。

① 事務室機能

ア 事務室

- ・安全管理や利用者への対応を考慮した配置とします。

- ・面積は25㎡程度を想定します。職員の執務・会議・休憩等の機能を集約した計画とします。
- ・書類や資料等の収納スペースを確保します。

② 貸出施設機能

ア ホール（多目的室）

- ・音楽やダンス等の活動にも利用されることから、遮音、振動に配慮した計画とします。
- ・面積は100㎡程度を想定します。利用目的や利用人数に応じて、柔軟にレイアウトを変更できるよう、可動式間仕切りを設置し、最大2室の利用が可能につくりとします。

イ 多目的室（洋室） 1・2

- ・面積は80㎡程度を想定します。利用目的や利用人数に応じて、柔軟にレイアウトを変更できるように、可動式間仕切りを設置し、最大2室の利用が可能につくりとします。
- ・1室は調理実習室を兼ねることができるつくりを検討します。

ウ 多目的室（洋室） 3・4

- ・面積は70㎡程度を想定します。利用目的や利用人数に応じて、柔軟にレイアウトを変更できるように、可動式間仕切りを設置し、最大2室の利用が可能につくりとします。

エ 和室

- ・面積は40㎡程度を想定します。
- ・催し物開催時等における子どもの一時預かりスペースの兼用を想定します。
- ・水屋、湯沸室を設置します。

オ 団体活動室

- ・面積は20㎡程度を想定します。
- ・定期利用団体等用のロッカーを設置します。
- ・印刷機を設置します。
- ・ワイヤレスマイク、プロジェクター、暗幕等の貸出備品を保管できるスペースを確保します。

③ 共用スペース

ア エントランス

- ・学校の昇降口とは別に、専用のエントランスを設置します。

イ 廊下（ギャラリー兼用）

- ・花小金井北公民館で活動しているサークルは、絵画や書道、生花のような芸術系サークルが全体の半分以上という特徴があります。これらの創作活動を発表できる場、小学校の図工や書初め等の教育活動とコラボレーションができる場として、廊下の壁等を利用し、ギャラリーを兼用します。
- ・ギャラリー兼用の廊下には、生花や創作品が展示できる簡易なコーナー（小空間）を設けることを検討します。また、設備として、部分的にスポットライトを設置することを検討します。
- ・ギャラリー兼用の廊下は、ゆとりのある通路幅とし、小学校の児童や保護者も気軽に立ち寄ることができる学校施設に近い場所に設置します。

ウ 倉庫

- ・面積は30㎡程度を想定します。
- ・保育用備品、まつり用備品等を保管できる倉庫とします。

エ トイレ

- ・各階に1つ設置し、ホールや多目的室から利用しやすい場所に設置します。
- ・大便器は全て洋便器とすることを基本とし、小便器は壁掛式の自動水栓とします。
- ・手洗い器は自動水栓とします。
- ・床はドライ方式とします。
- ・男女共用のバリアフリースイートイレ（多目的トイレ）を設置します。バリアフリースイートイレには、ユニバーサルシートやオストメイトに対応した機能を備えます。

オ エレベーター

- ・利用者の動線に配慮した位置に、エレベーターを設置します。

(3) 十一小学童クラブ第一／十一小学童クラブ第二

- ・十一小学童クラブ第一、十一小学童クラブ第二は、現状と同程度の登録児童数を想定し、児童1人につきおおむね1.65㎡以上を確保します。
- ・十一小学童クラブ第一と十一小学童クラブ第二は隣接した配置とし、児童用トイレ、男女共用のバリアフリースイートイレ（多目的トイレ）を共用します。バリアフリースイートイレには、ユニバーサルシートやオストメイトに対応した機能を備えます。
- ・児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えます。
- ・放課後児童健全育成事業の支援の提供に必要な設備及び備品等を備えます。
- ・室内のレイアウトや装飾、採光、換気等児童の保健衛生にも配慮し、児童が心地よく過ごせるような工夫、設備を備えます。
- ・児童の発達段階に応じた遊びや活動ができるような空間や設備、備品等を工夫します。

7 諸室の整理・検討案

諸室について、以下のとおり整理し、検討します。

部屋の種類		部屋数	面積等 (目安)	地域 開放	備考
学校校舎 (延床面積 6,000 m ² 程度)					
普通教室	普通教室	24			
	算数教室	1 以上			
	外国語教室	1		○	・普通教室に転用可能
	多目的教室	3 以上		○	・普通教室に転用可能
特別教室	理科室 (準備室含む)	1			
	家庭科室 (準備室含む)	1		○	・調理、被服兼用
	音楽室 (準備室含む)	1 以上		○	
	図工室 (準備室含む)	1 以上		○	
	学校図書館 (準備室含む)	1		○	・地域への本の貸出等は想定しない
	多目的ホール (交流スペース)	1		○	・地域との交流スペースとしても活用
特別支援教室	特別支援教室	1 以上			・クールダウンスペースとしても活用できる空間づくり
管理諸室	職員室	1			・校庭が見える位置に配置
	印刷室	1			
	校長室	1			
	事務室	1			・日常的に人の出入りが管理できる位置に配置
	保健室	1			
	教育相談室	1			・保健室、特別支援教室等に近接して配置
	用務員・警備員室	1			
	放送室	1			
	更衣室	1			
	不登校支援スペース	(1)			・他室と兼用し、状況に応じて活用できる空間づくりについても検討
	その他諸室				・必要に応じて検討
給食室・ 配膳室	調理室・休憩室	1			
	配膳室	各階 1			
	給食用リフト	1 以上			
生活諸室	児童用トイレ	各階 1 以上			
	教職員用トイレ	1			
	バリアフリートイレ (多目的トイレ)	1 以上			・ユニバーサルシートの設置 ・オストメイトに対応した機能
	昇降口	1 以上			
	教職員用・来客用玄関	1			
	エレベーター	1			
体育館 (延床面積 900 m ² 程度)					
体育館	体育館	1	900 m ² 程度	○	・避難所としての利用も考慮 ・防災備蓄用等の倉庫の設置

プール・屋外施設					
プール	プール	1			・設置の要否について検討 ・設置する場合は25m×6コース
	プール更衣室	1			・プール設置に合わせて設置
屋外施設	校庭	—		○	・スポーツ開放等も考慮
	自然とのふれあい施設	—			
	屋外倉庫	—		○	・体育倉庫、その他倉庫
	屋外トイレ	1		○	・スポーツ開放等も考慮
	遊び場開放管理用ボックス	1			
	学校用駐車場	4台程度			・給食食材配送車両等の荷下ろしスペースも考慮
(仮称) 十一小地区交流センター (延床面積 600 m²程度)					
	事務室	1	25 m ² 程度		
	ホール (多目的室)	1	100 m ² 程度	○	・可動式間仕切り設置。仕切った場合、2室利用可能なつくり。
	多目的室 (洋室) 1	1	80 m ² 程度	○	・可動式間仕切り設置。仕切った場合、2室利用可能なつくり。 ・1室は調理実習室を兼ねることができるとの検討。
	多目的室 (洋室) 2				
	多目的室 (洋室) 3	1	70 m ² 程度	○	・可動式間仕切り設置。仕切った場合、2室利用可能なつくり。
	多目的室 (洋室) 4				
	和室	1	40 m ² 程度	○	・一時預かりスペースの兼用を想定 ・水屋、湯沸室あり
	団体活動室	1	20 m ² 程度	○	・定期利用団体用等のロッカー設置 ・印刷機の設置
	エントランス	1		○	
	廊下 (ギャラリー兼用)			○	・学校施設に近い場所に設置 ・ゆとりのある通路幅 ・簡易な展示コーナー (小空間) ・電源、スポットライト
	倉庫	—	30 m ² 程度	○	
	利用者用トイレ	各階 1		○	
	バリアフリートイレ (多目的トイレ)	各階 1		○	・ユニバーサルシートの設置 ・オストメイトに対応した機能
	湯沸室	1		○	
	エレベーター	1		○	
利用者用駐車場	8台程度		○	・1台分は身体障がい者用	
学童クラブ (延床面積 300 m²程度)					
	学童クラブ第一	1	現状と同程度の登録児童数を想定	運営形態による	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ室、静養室、玄関を設置 ・放課後子ども教室との連携を図りやすい配置 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 学童クラブは隣接した配置とし、児童用トイレ、バリアフリートイレ(多目的トイレ)※を共用。 ※ユニバーサルシートの設置、オストメイトに対応した機能を含む </div> <ul style="list-style-type: none"> ・クラブ室、静養室、玄関を設置 ・放課後子ども教室との連携を図りやすい配置
	学童クラブ第二	1	現状と同程度の登録児童数を想定	運営形態による	

※学校校舎の諸室面積については、現在、国の有識者会議において、教室の広さ等を含めた施設の在り方の検討が行われているところであり、その検討結果を踏まえ今後検討することとするため、具体的な面積の想定は記載していません。

※記載している各施設の諸室及び面積等はおおよその目安であり、設計の検討段階で最終的に決定します。

第6章 施設計画の検討

1 施設構成について

主要なスペースや諸室の関係性について、以下のとおり整理し、検討します。

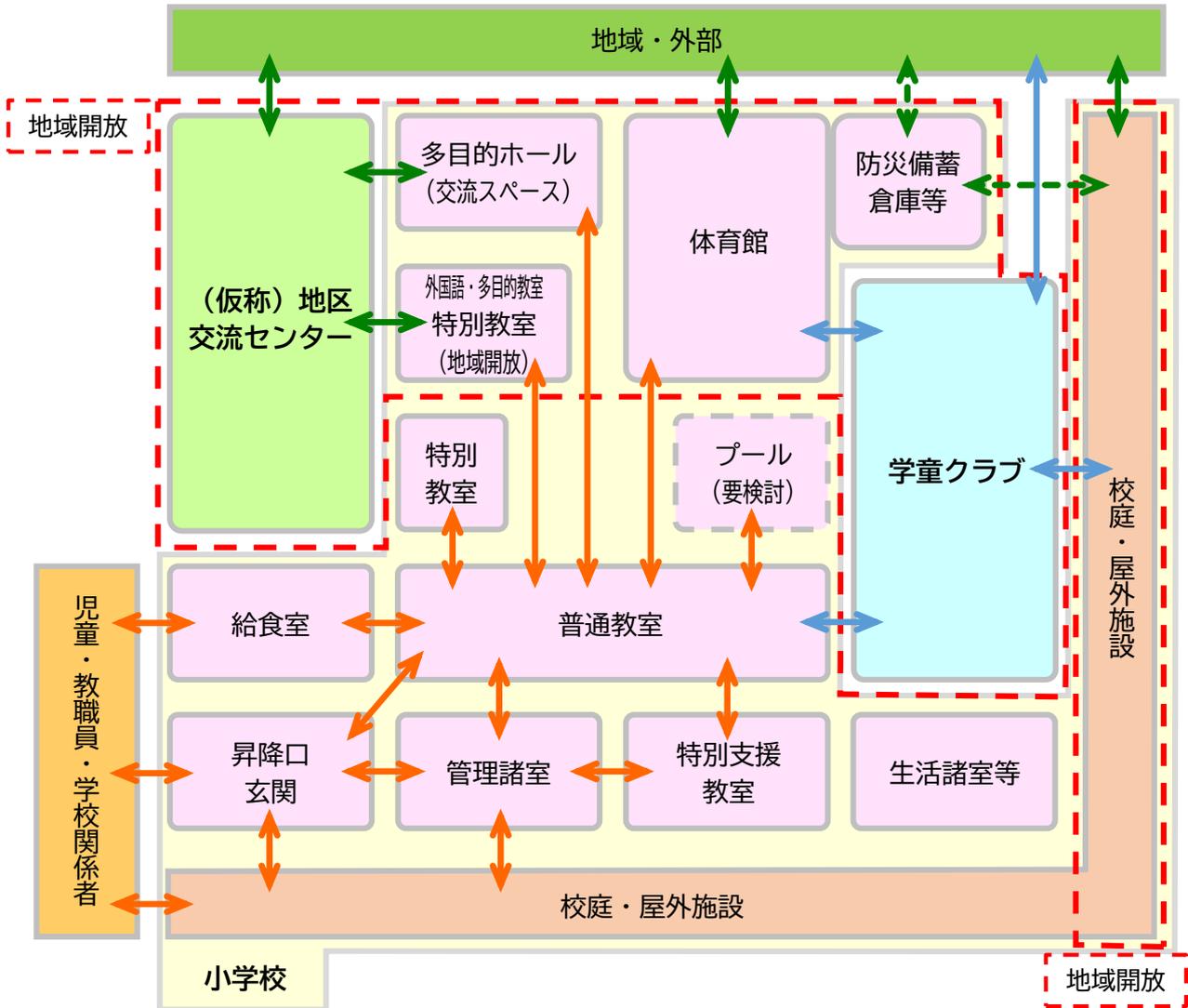


図. 施設構成イメージ図

第7章 学校づくりの実現に向けて

1 事業手法（整備・運営）

（1）検討の視点

一般的に、従来型市施行は、長期的な視点で管理運営が行いやすい反面、コストが割高になる可能性があるなどとされています。一方でPFI手法、PFIに類似する手法（DB・DBO）をはじめとした公民連携手法は、民間事業者の技術力や創意工夫を導入することにより、学校施設においては、教育効果を高める空間づくり、また、複合施設においては、動線計画やセキュリティ、サイン計画などの面で、民間の力が発揮されることに期待できます。

（2）検討の経過

推進計画に基づく基本計画策定における事業手法検討ガイドラインに基づき、従来型市施行、PFIに類似する手法、PFI手法の中から候補となる手法を選定し、その上で小平第十一小学校等複合施設の特徴を踏まえ各手法について優位性を比較しました。

小平第十一小学校等複合施設は、小学校に（仮称）十一小地区交流センターを複合化する初の取組であり、（仮称）十一小地区交流センターは、従来の地域センター機能・公民館機能を複合化した新たなコミュニティ施設として、本更新において、第1期小平市経営方針推進プログラム（令和3年6月）で掲げる地域コミュニティ施設の方向性を踏まえた、整備や管理運営の考え方、あり方などの整理を図る必要があります。

最初のモデルケースとしては、市の意思が主となって事業を直接進行管理できる従来型市施行により、本複合施設の整備・運営の望ましいあり方を整理しながら実績を積むこととし、将来的には同様の取組においてPFI手法等の活用も検討していくこととします。

なお、本基本計画で掲げる基本的な視点や整備の考え方を踏まえた空間づくり等を行うにあたっては、PFI手法等による民間事業者の創意工夫の発揮が期待できますが、従来型市施行においても設計におけるプロポーザル等により提案を求めることが可能です。

（3）今後の方針

「学校施設の設計における創意工夫を図るためのプロポーザル方式等の適切な運用について」（令和3年8月30日付総務省・文部科学省・国土交通省通知）における国からの技術的な助言を踏まえ、豊かで魅力ある学校施設を整備するために積極的なプロポーザル方式等の導入を検討していきます。

小平第十一小学校等複合施設において、できる限り効率的で連携・横断した管理運営や事業展開ができるよう目指します。

2 事業費及びコスト縮減の考え方

（1）事業費

学校施設の整備は、公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金等の活用を検討します。学童クラブの整備は、子ども・子育て支援整備交付金等の活用を検討します。

また、単年度に多額の財源を必要としますが、世代間の負担の均衡を図るとともに、財源負担を後年度に平準化するため、市債を借り入れます。さらに、不足する財源については、基金からの繰入金で対応します。

整備費用の試算として、学校教育系施設及び子育て支援施設の整備に係る1㎡当たりの単価を

50万円(注)、社会教育系施設の整備に係る1㎡当たりの単価を61万円(注)とし、想定規模を延べ床面積約7,800㎡とした場合では、約40億円となります。適正な事業費規模を念頭に、本試算額を整備費用の目安とします。

また、整備後も清掃・保守点検・警備など施設の維持管理や、事業の運営等にかかる費用が発生します。これらの費用についても効率化を図っていきます。

(注)…令和4年度時点での想定単価であり、今後の建設費の上昇により変動する可能性があります。

(2) コスト縮減の考え方

- ① 補助金の有効活用を図ります。
- ② 建築・設備の維持管理・更新の簡便化に配慮した材料、納まり、空間を考慮し、建物運用中であっても容易に保守・点検可能な設計とします。
- ③ 照明はLED照明とし、昼光センサー、水廻りは自動水栓の導入によるランニングコストの削減を検討します。
- ④ 建物の高断熱化や自然風利用、昼光利用、太陽光、太陽熱、下水道熱、雨水利用等を検討し、消費エネルギーの削減を図ります。
- ⑤ ライフサイクルコストを含めた長期修繕計画、建物保全データを作成し、長寿命化の検討を行います。

3 跡地の用途

(1) 花小金井北公民館

花小金井北公民館は、建物の老朽化が進んでいることから、(仮称)十一小地区交流センターへ機能を移転した後に解体します。跡地は売却を行い、今後、更新を迎える施設の整備費等に充てることを基本とします。(中央図書館花小金井北分室は閉館となります。)

(2) 花小金井北地域センター

花小金井北地域センターは、(仮称)十一小地区交流センターへ機能移転した後、施設は残存耐用年数が約20年あることから、施設の貸付・売却について検討します。検討を経た上で有効な活用の見込みがない場合には、施設を解体した上で跡地は売却を行い、今後、更新を迎える施設の整備費等に充てることを基本とします。

4 今後のスケジュールの概要

(1) スケジュールの概要

市が設計から施工まで行うことから、現時点での想定スケジュール(※1)は以下のとおりです。

令和3年度	基本計画策定
令和4年度	基本設計方針策定(※2)
令和5年度～令和7年度	基本設計・実施設計
令和8年度～令和10年度	工事
令和11年度以降	供用開始(予定)
	花小金井北公民館解体(※3)

※1 スケジュールは変更となることがあります。

- ※2 推進計画で示す基本的な検討手順の基本計画策定において、制約条件等のより詳細な検討が必要であることが判明したため、基本設計方針の策定を実施します。
敷地及び制約条件がある中で、本基本計画の内容を踏まえた、新しい施設の建設にあたって、課題の抽出、設計条件等の整理を行い、最適な配置計画案、レイアウト案（各階平面図）、工事工程等の事業スケジュール案等を作成する予定です。
- ※3 建設の計画敷地内にある既存の校舎、体育館、プール、十一小学童クラブ第一及び第二の解体時期は、施設配置計画、工事工程等により決まります。基本設計時期に、各施設の解体予定時期を示します。花小金井北地域センターは、前述「3 跡地の使途」のとおりです。

(2) 工事期間中の対応

工事期間中においても、安全で安定的な教育環境を確保する基本的な考え方にに基づき、また財政面も踏まえた事業スケジュールを検討します。

工事期間中に小学校の運動場用地が不足する場合には、花小金井四丁目市民広場等の活用も検討します。また、プールについては、近隣の学校や施設等の活用を検討します。体育館については、代替場所の確保が困難なことから、できる限り学校運営に影響がでない配置や工期・工事工程等を検討します。